

シャローム若葉ふれあいバザー開催のお知らせ！

今年も、バザーの季節がやってきました。
 2月の終わりにシャローム若葉の地域交流委員会が持たれました。
 今年は趣向が変わって、フリーマーケット方式でのバザーとなります。
 (焼きそばやカレー等の模擬店は開催致しません！)
 その関係上、今年のバザーは献品の受付を行う予定がございません。
 大変恐縮ではございますが、ご了承頂ければと思います。
 逆に、フリーマーケットで出店をしたいという方を募集致しますので、ご
 興味がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さいませ。

～家族の会サロンより～
**家族の会サロンは毎月第
 3木曜日に若松事業所ふれ
 あいサロンにて 13:30～
 15:00 まで開催中です！**
**今後の開催日
 4月19日、5月17日**

日時 平成30年5月20日(日)
 10:00～14:00(雨天決行)
 場所 シャローム若葉 若松事業所敷地内

お問い合わせは
 043-234-5111 (小野・小川まで)



※写真は昨年のものです。

シャローム若葉 各サービス空き情報			
第1デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	訪問介護	(月)△ (火)△ (水)△ (木)△ (金)△ ご希望に副える様対応させていただきます。
第2デイ	空きがあります。お住いや曜日によって条件が異なりますので、ご相談頂ければ対応させていただきます。	虹の家	現在、1件空室がございます。今すぐ入居可能ですので、お問い合わせ下さい。

絵と書の作品展
 若松台ふれあい広場
 藤本キヨ子様

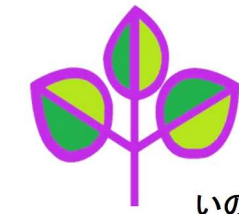


発行：社会福祉法人 三育ライフ

 理事長：東海林 正樹
 施設長：高幣 義嗣
 広報委員会：
 岩井由紀子・芳賀卓・永島慎志
 お問い合わせ先：
 info@shalomwakaba.com
 HP: http://www.shalomwakaba.com/

シャローム若葉 桜木本部
 第1デイサービスセンター TEL: 043-234-5111
 第2居宅介護支援事業所 TEL: 043-308-8588 FAX: 043-234-5119 (共通)
 生活支援コーディネーター TEL: 043-308-3020
 シャローム若葉 若松
 第2デイサービスセンター TEL: 043-235-4866 FAX: 043-235-4850
 グループホーム虹の家 TEL: 043-235-4867 FAX: 043-235-4868
 ライフハウス
 居宅介護支援事業所 TEL: 043-214-3450
 訪問介護事業所 TEL: 043-214-5567 FAX: 043-234-8411 (訪問・居宅共通)
 福祉用具貸与事業所 TEL: 043-309-8598 FAX: 043-234-8412 (福祉用具)
 千葉市あんしんケアセンター 桜木
 TEL: 043-214-1841 FAX: 043-214-8787

【編集後記】来月からは平成30年度です。こんにちはでもお知らせ致しました通り、次年度は介護保険の報酬改定もあり、様々な面でご利用の皆様にはご迷惑をおかけする事となろうかと思っております。私達も広報委員として、介護の事やシャローム若葉の事等を分かりやすく、楽しく伝えられたらと思っております。新年度もよろしくお願ひ致します。



こんにちは 2018年 3月号

いのちを敬い いのちを愛し いのちに仕えることによって 神の愛の実現に奉仕する
 HP / http://www.shalomwakaba.com

平成30年3月15日発行



ひな祭りから落語カフェまで！
 多様なプログラムでお待ちしてます！

地域と福祉のあんしん懸け橋

私は普段、桜木本部で事務として働いていますが、昨年の10月より約4ヶ月間、週2時間ほどヘルパーの仕事をしていただく機会がありました。
 シャローム若葉で働き始めた20年前には2年ほどデイサービスのワーカーをしましたが、18年振りの介護の現場でした。
 ヘルパーとして使い物にならないようなら率直に言って貰えたらと思いながら、不安の中、訪問介護事業のサービス提供責任者、ご家族にご指導いただきました。その甲斐あって、なんとかご自宅での入浴介助、外出同行のヘルパーをさせていただきました。

そんな中、年始からサービス内容がおむつ交換に変わりました。
 また、サービス提供責任者より指導を受けたのですが、介護技術がなく、手際の悪い私の様子をご覧になったご家族に「山本さんで大丈夫なの？」と不安な思いをさせていただきました。
 何回か指導を受けたのち、やっと一人でヘルパーに入らせていただきました。

ある日、ベッドからすべってしまい床に寝ておられ、ご家族では移乗できず「来てくれて助かった」とのお言葉をいただきました。
 2月にヘルパーの仕事から退いたのですが、受診のために2階の居室から下りる際「山本さんに来てもらって」とご指名をいただき、お手伝いすることができました。こんな私ですが、ありがたい言葉をいただけて本当に嬉しい気持ちになりました。

今年の1月の始め、シャローム若葉の創成期よりいろいろな面でお支えくださった藤森清彦さんが逝去されました。老人クラブやボランティアで活躍されていた藤森さんは数年前、新聞のインタビュー記事の中で「頼られることが喜び」とおっしゃっておられました。

「情けは人の為ならず」ではありませんが、私たちは人から頼られることは嬉しいことであり、喜びです。
 私たちは頼られる人間になるために、日々努めることが大切なのだと感じました。



シャローム若葉 財務課長 山本一

シャローム若葉一言掲示板

各事業から一言メッセージを掲載させていただきます。
気になる点がございましたらお気軽にお電話下さい。

今回はお休みさせて頂き、新事業についてお知らせしたいと思います。

訪問介護	福祉用具
第2デイ	第1居宅
生活支援	

地域に出向き、特性や高齢者の生活課題を把握し、サービスの開発や担い手発掘・育成、ネットワークづくり、一歩と取り組みのマッチングなどを行っています。その中で、高齢者の方々・お子様・学生の方々など、世代間交流も大切な役割だと感じて、日々活動しています。

福祉用具貸与事業所は2月に入職者1名、退職者1名がありました。職員の入れ替えで皆様にご迷惑をおかけする部分もあるかと思いますが、新たな気持ちで張り切って参りますのでよろしくお願いたします

4月4日(水)にお花見を予定しています。今年は植草学園校庭の美しい桜の下で歌って踊って楽しみたいと思っています。ご家族やボランティアの方も一緒に桜を楽しみませんか？

4月は介護保険制度が改正されます。ご利用いただいていますサービスで変更等の影響が出てくることもあるかと思いますが、ご相談・ご質問等ありましたら、遠慮なくケアマネジャーまでご連絡下さい。 第1居宅

3月3日は



「介護は腰を痛める」よく聞きますが、正しい介護技術を理解すれば痛めるようなことはありません。正しい介護技術を身に着けると介護する側もされる側も楽になるのです。

困ったときの大ヒント！
⇒自分の体に置き換えて動かしてみましょう！
できれば心の中も考えて介助しましょう！
「安心」「安全」「安楽」な介護で
笑顔を増やしましょう！
「こんなときどうしたらいいの？」
いつでもお気軽にご相談ください！
TEL：043-214-5567 (訪問介護)

スタッフのひとり言葉 ～第2デイサービス：土屋彬さん

去年の人事異動で第1デイサービスから第2デイサービスに移籍して4ヶ月ほど経ちました。

仕事については、自分では頑張っているつもりでも、失敗してしまい反省する日々が続いています。

もう少ししっかりとしなければならぬと思う今日この頃です。

さて、ここで私の新しく出来た趣味について話をしたいと思います。

最近の事なのですが、1月22日に普通自動車免許を取得しまして、晴れて車を運転できるようになりました。

今まで自転車通勤だったので、それを脱却したいと考えていた所、原

付きバイクが良いのではないかと考え、購入してからは通勤以外にも色々な所に出かけています。

車の運転の練習はしていないのかというと、そんなこともなく、休みの日に少しずつではありますが、練習をしています。

この前は練習も兼ねて銚子の方まで友達とドライブをしに行きました。

このおかげで、少しではありますが運転に自信がつかえました。

この調子で練習を重ねて、一日でも早くご利用者の送迎が出来るように頑張っていきたいと思っています。



一年も経つと頼もしくも！？



※デビューの際はご協力の程宜しくお願致します。

平成30年度介護保険改定について③～総括編？～

12月号から4号連続で平成30年度の介護保険の改定についてご案内させて頂きましたが、3月号にて最後になります。12月号では改定の背景、1月号では通所介護、2月号では訪問介護を中心にお伝えしましたが、今回はその他の改定についてと本改定をまとめてみたいと思います。

居宅介護支援事業

基本報酬の改定

ケアマネジャー1人当たりの

取扱件数が40未満である場合

現行 改定後

要介護1～2 1,042 単位/月 1,053 単位/月

要介護3～5 1,353 単位/月 1,368 単位/月

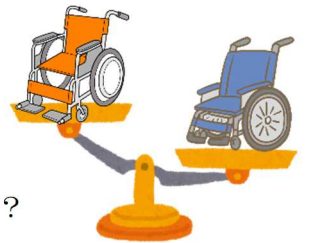
※ご利用者の皆様には直接の負担金ありません。

福祉用具貸与事業

機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格等の説明する義務が発生します。

また、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する義務も運営基準に設ける必要があります。



～他にもこんな話し合いがもたれています～

(資料より一部抜粋)

要介護度改善に応じた評価

Q. 現行の介護報酬体系においてご利用者の要介護度が改善すると報酬が減収し、この事がご利用者の状態改善に向けた取り組みを躊躇させているのではないかと？

A. 引き続き要介護度に応じた報酬体系を維持しつつも、ご利用者の状態改善に取り組む等、質の高いサービス提供をする事業者が経営上不利にならないよう加算をつける。

介護職員処遇改善について

人材不足が喫緊の課題である介護業界において、勤続10年以上の介護職員には月額平均8万円相当の処遇改善を行う。こうした処遇改善は消費税率の引き上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から行う。

といった事も議題にあがっています。介護職員処遇改善増額については、ニュース等でも話題になりましたね。介護職員の処遇改善はありがたい話ではありますが、上記の居宅介護支援事業所や福祉用具貸与事業の職員にはそもそも処遇改善加算自体がありません。あくまで介護職員にのみ分配されるものです。シャローム若葉をはじめとして、介護の現場には、多様な職種の職員が勤務しています。みんなが納得行く形で示して欲しいと心から願います。・・・愚痴の様になってしまいすみません。